

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和4年4月14日	株式会社大虎急送 (法人番号1230001005 684) 代表者齊藤俊博	富山県富山市犬島 新町1丁目5-22	本店営業所	富山県富山市犬島 3丁目81-3	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和3年7月28日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)(2)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(4)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。